

## S D G s 未来都市東広島推進パートナー制度要綱

令和2年11月9日制定

### (目的)

第1条 東広島市（以下「市」という。）及びS D G s の推進に賛同する企業及び団体等が連携し、東広島市におけるS D G s の実現に向けた取組のより一層の推進を図るため、S D G s 未来都市東広島推進パートナー制度を制定する。

### (定義)

第2条 S D G s 未来都市東広島推進パートナー（以下「パートナー」という。）は、S D G s の推進に賛同する企業及び団体等で、参加申込書及び宣言書を東広島市に提出し、受理された者をいう。

### (内容)

第3条 市及びパートナーは、次の各号の活動を行う。

- (1) 市におけるS D G s の目標達成に資する活動を通じ、共にS D G s を推進する。
- (2) 市ホームページとパートナーにおける活動のホームページ・WE Bサイト等を相互リンクする。
- (3) 市は、市のホームページに「東広島市S D G s パートナー宣言書」を掲載する。
- (4) 市は、パートナーのうち希望するものに対し、「東広島市S D G s パートナー宣言証」を交付する。
- (5) 市は、S D G s に関するメールマガジンを発行する。

### (申込できる者の基準)

第4条 パートナーとして申込できる者は、第3条に定める活動を行い、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 市に納付すべき税を滞納している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (4) 東広島市内又は東広島市民を対象としたS D G s の推進に資する具体的な取組みを行っていない者
- (5) その他適当でないと市長が認める者

### (禁止行為)

第5条 パートナーが第3条に定める活動を行うに当たっては、次の各号のいずれも行つてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 政治活動または宗教活動を目的とすること。
- (3) 市の名誉を傷つけ又は信用を失墜すること。

(4) その他、市が不適当と認めたもの。

(登録の取消)

第6条 SDGsパートナーが第4条に規定する基準の要件を欠いたとき、または次に掲げる項目に該当するときには、登録を取り消すことができる。

- (1) SDGsパートナーが登録の取消を求めるとき
- (2) 虚偽の申請により登録を受けたことが判明したとき
- (3) 解散等の理由により、連絡がとれなくなったとき
- (4) パートナー制度の信用を著しく損なうとき又は損なうおそれがあるとき
- (5) その他、当制度の運用にあたって重大な支障が生じると認められるとき

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、企業・団体等に対しその旨を通知する。登録を取り消された企業・団体等は、速やかに宣言証を返還しなければならない。

3 市長は、規定により登録を取り消された企業・団体等に損害が生じても、その責めを負わない。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。

附 則（令和3年7月7日 一部改正）

この要綱は、令和3年7月7日から施行する。

附 則（令和4年6月16日 一部改正）

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。

附 則（令和5年11月21日 一部改正）

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。